

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年5月1日	
殿	
住 所 枚方市禁野本町2丁目14番1号	
提出者	
氏 名 市立ひらかた病院	
枚方市病院事業管理者 宮垣 純一	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 072-847-2821	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	市立ひらかた病院
事業場の所在地	枚方市禁野本町2丁目14番1号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	335床
③ 従業員数	657名（令和5年3月31日現在）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	引火性廃油	廃水銀等
	排 出 量	1 t	0.157 t
	（これまでに実施した取組） 平成26年9月の病院開院（建替）後、外来・入院ともに来院者数が増加しており、廃棄物についても患者数の増加に対応した排出量抑制計画策定に向けて検討中。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	引火性廃油	廃水銀等
	排 出 量	1 t	0.01 t
	（今後実施する予定の取組） 新病院の経営業況において新型コロナウイルス患者数の増大など勘案し安全性に配慮するなか抑制に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性廃棄物及び引火性廃油は、他の廃棄物と区別して保管している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引き続き分別保管する。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

感染性廃棄物			
92.32 t	t	t	t

②計画

感染性廃棄物			
110 t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	引火性廃油	廃水銀等
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	引火性廃油	廃水銀等
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後もしない		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	引火性廃油	廃水銀等
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により 減量した特別管理 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	引火性廃油	廃水銀等
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により 減量する特別管理 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

感染性廃棄物			
0 t	t	t	t

②計画

感染性廃棄物			
0 t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

感染性廃棄物			
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

②計画

感染性廃棄物			
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃水銀等
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃水銀等
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も予定しない		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃水銀等
	全処理委託量	1 t	0.157 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1 t	0.157 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

感染性廃棄物			
0 t	t	t	t

②計画

感染性廃棄物			
0 t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

感染性廃棄物			
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】				
	特別管理産業 廃棄物の種類	引火性廃油	廃水銀等		
	全処理委託量	1 t	0.01 t		
	優良認定処理業者 への処理委託量	1 t	0.01 t		
	再生利用業者への 処理委託量	t	t		
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t		
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t		
	(今後実施する予定の取組) 委託処理に際し優良認定処理業者に委託。				
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	t			
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組)				

②計画

感染性廃棄物			
110 t	t	t	t
110 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

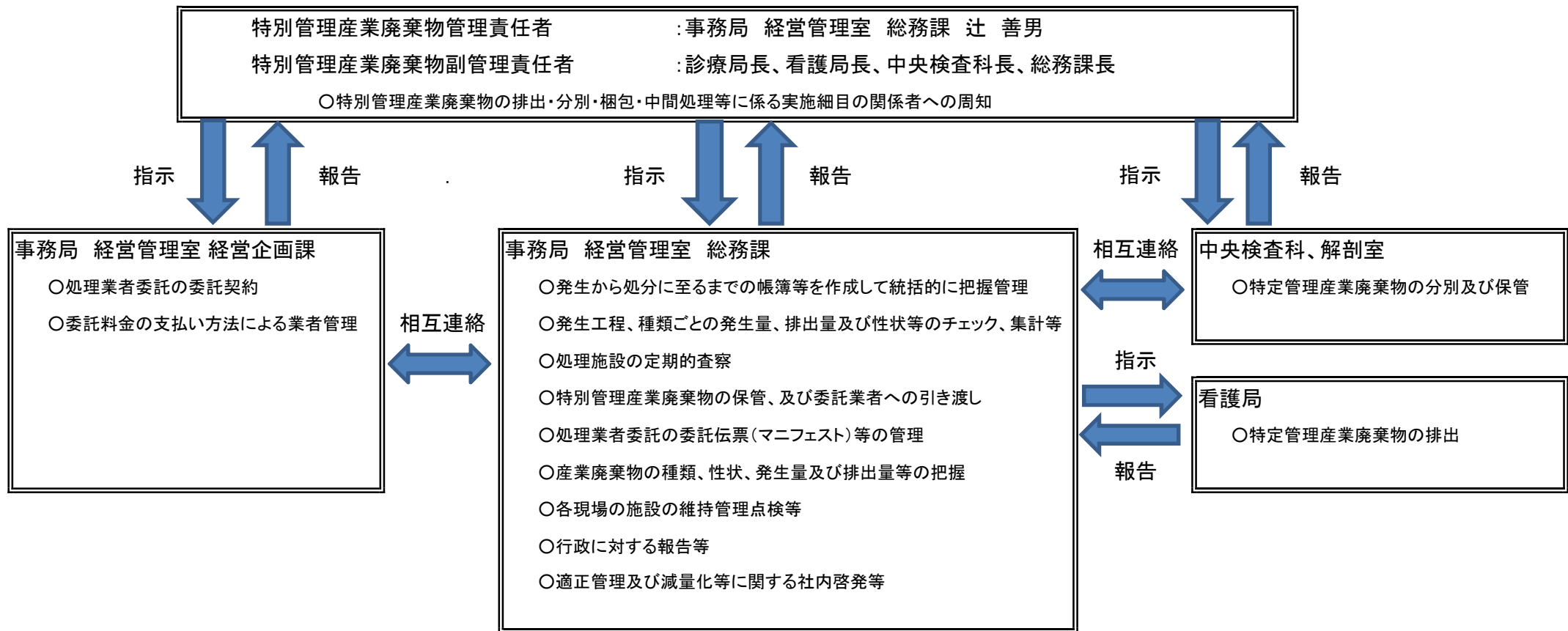
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の管理体制図



処理工程フローシート

排出ゴミ	運搬業者	中間処理業者	中間処理方法	最終処理業者	最終処理方法
・廃プラスチック ・混載物 (金属くず、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック)	⇒ (有)徳山産業	⇒ (有)徳山産業 (大阪府高槻市)	⇒ 選別	⇒ 大阪府高槻市北樋町 (有)徳山産業	⇒ 埋立処分
医療廃棄物	⇒ 大栄環境(株)	⇒ 大栄環境(株) (神戸市長田区)	⇒ 焼却	⇒ 大栄環境(株) 兵庫県三木市口吉町吉祥寺宇谷124-7	⇒ 埋立処分
金属くず	⇒ (有)徳山産業	⇒ (有)徳山産業 (大阪府高槻市)	⇒ 破碎	⇒ 大阪府高槻市北樋町 (有)徳山産業	⇒ 全量素材化
引火性廃油	⇒ ジャパンウェイト(株) 神戸事業所	⇒ アサヒブリテック(株) (神戸市東灘区魚崎浜町)	⇒ 油水分離	⇒ ひびき灘開発(株) (北九州市若松区柳崎町)	⇒ 管理型埋立
感染廃棄物	⇒ ジャパンウェイト(株) 神戸事業所	⇒ アサヒブリテック(株) (神戸市東灘区魚崎浜町)	⇒ 滅菌	⇒ ひびき灘開発(株) (北九州市若松区柳崎町)	⇒ 管理型埋立
廃酸	⇒ ジャパンウェイト(株) 神戸事業所	⇒ アサヒブリテック(株) (神戸市東灘区魚崎浜町)	⇒ 中和	⇒ ひびき灘開発(株) (北九州市若松区柳崎町)	⇒ 管理型埋立
汚泥	⇒ ジャパンウェイト(株) 神戸事業所	⇒ アサヒブリテック(株) (神戸市東灘区魚崎浜町)	⇒ 焼却	⇒ ひびき灘開発(株) (北九州市若松区柳崎町)	⇒ 管理型埋立
汚泥	⇒ 八光海運(株)	⇒ 八光海運(株) (大阪府南河内郡河南町)	⇒ (炭化)	⇒ 岡山市浦間 (株)日本資源開発社	⇒ 埋立処分
医療廃棄物	⇒ (株)京都環境保全公社	⇒ (株)京都環境保全公社 (京都府京都市)	⇒ 焼却	⇒ (株)京都環境保全公社 京都府船井郡京丹波町	⇒ 管理型埋立
廃乾電池類	⇒ 野村興産(株)	⇒ 野村興産(株) (北海道北見市)	⇒ 焙焼	⇒ 野村興産(株) 北海道北見市	⇒ 管理型埋立
塩化第二水銀	⇒ 野村興産(株)	⇒ 野村興産(株) (北海道北見市)	⇒ 焙焼	⇒ 野村興産(株) 北海道北見市	⇒ 管理型埋立
廃蛍光灯	⇒ 野村興産(株)	⇒ 野村興産(株) (奈良県宇陀市)	⇒ 破碎	⇒ 野村興産(株) 北海道北見市	⇒ 管理型埋立